

10 住宅・土地、公共工事関係

ア 住宅・土地

イ 公共工事

ウ その他

(3) 個別事項  
ア 住宅・土地

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
不動産競売制度 (法務省)	<p>短期賃貸借制度（民法第395条）について、その制度の趣旨や一般市民が安心して参入できる不動産市場の形成、抵当不動産の賃貸借関係の安定性等を十分に踏まえつつ、廃止も含めてその改正について検討を進める。</p> <p>また、短期賃貸借制度以外の方法による執行妨害への対応も含めて、競売制度ひいては担保制度についての制度面、運用面の両面について必要な見直し・改善の検討を行う。</p> <p>（次々期通常国会に関係法案提出予定）</p>	検討	結論（法案提出）	
不動産特定共同事業の 手続要件 (国土交通省、金融 庁)	<p>平成13年度中に、電子機器を活用してより低廉な費用で不動産特定共同事業が活用されるよう書面交付手続等における電子機器の活用形態の明確化について、消費者保護やトラブルの未然防止を図りつつ、検討を行う。また、平成14年度以降もどのような電子機器の活用形態が、現行制度の「書面を交付して説明」（法第24条第1項）、「書面に記名捺印」（法第24条第2項）に該当するのかについて、他法令との整合性を図りつつ明確にする。その上で、必要があれば、制度改正を検討する。</p>	検討 (13年度以降)		
不動産情報の開示 (国土交通省)	<p>a 不動産流通機構が運営しているコンピュータ・システム・ネットワークであるレインズ（Real Estate Information Network System）情報の質及び内容の拡充並びに成約情報等市況情報の提供促進も含めた活用方策につき、検討し、所要の措置を講ずる。</p>	検討	措置	
	<p>b 成約賃料情報について、守秘が十分に担保される形で不動産鑑定分野等で積極的に活用できる仕組みを検討する。</p>	検討	結論	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
中古住宅市場の整備 (国土交通省)	平成12年に、建設省が行った「住宅ストック形成・有効活用システム」についての提案募集で提案されたシステムの広報を行うとともに、民間が自らイニシアチブを取ってこうしたシステム整備事業を積極的に展開できる環境整備を行うため、提案募集の提案等を踏まえ、中古住宅の性能評価の方法及び性能表示の項目・方法、保存すべき情報（新築時の工事情報と住宅性能、維持管理及びリフォーム実施の履歴等）の項目と保存・管理の方法、住宅履歴・性能に基づく価格の査定方法、瑕疵担保責任に対する保証の方法、消費者への性能、履歴等の情報の開示の方法と項目につき、具体的な方策を検討する。	検討 (13年度以降)		
マンション等のストック管理のルール (国土交通省)	a マンションの老朽・劣化に対応するための長期修繕計画、地震・火災などによる損傷・滅失に対応するための保険等危機管理・復旧の問題、長期修繕計画後建物の寿命を迎えるまでの間の延命措置（建物の部分建て替えなど）につき、マンションの所有者全員で構成される区分所有者の団体（いわゆる「管理組合」）により適切な計画が策定されることを促進するため、例えば修繕マニュアルの作成、計画策定時の考慮事項の例示、事例集の作成等環境整備に努める。	検討	検討 (結論)	措置
	b 個々の中古マンションなどのストック管理のルール及び実際の内容・履歴が組合内部（区分所有者間）においてより分かりやすい形で開示されるとともに、取引時に買受人に明らかになるようなシステムを構築する。	検討	検討 (結論)	措置
マンション建て替えの円滑化 (法務省、国土交通省)	マンション建て替えについて、現行の建物の区分所有等に関する法律の問題点を整理し、見直しについての検討を進めるとともに、必要に応じて住宅政策の見地からも、マンションの建て替えが円滑に実行できるための方策について検討する。 (次々期通常国会に関係法案提出予定)	検討	結論（法案提出）	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
都市計画制度改正の円滑な施行 (国土交通省)	第147回国会においてなされた都市計画法改正により、準都市計画区域制度や特定用途制限地域制度、特例容積率適用区域制度等が創設されるとともに、都市計画に関するマスタープランの充実、線引きの選択制の導入等の措置が行われたが、これらの制度を地方公共団体が十分に使いこなせるよう、都市計画運用指針の周知を行い、改正法の円滑な施行を図る。	措置 (13年度早期)		
土地利用に係るマスタープランの拡充 (国土交通省)	土地利用に係る個別規制法に基づく諸計画に対する上位計画としての土地利用基本計画が果たすべき機能に関しては、国土利用計画、全国総合開発計画及び各圏域のブロック計画との関係の整理の必要性についての検討と併せ、現行の土地利用基本計画の内容の詳細化の必要性、計画の策定手続の在り方と策定支援方策について、今後の制度の改正も含めて、更に検討を進める。	検討		
市街地再開発事業の施行区域要件 (国土交通省)	市街地再開発事業の施行区域要件における経過年数規定の短縮化について検討を行う。	検討 (13年度以降)		
開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続 (国土交通省)	開発行為・宅地造成に関する工事に係る手続の迅速化に関し、書類の簡素化及び完了検査に関する状況調査及び検討を行い、その結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	検討	検討 (結論)	措置

## イ 公共工事

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
パブリック・インボルブメントの活用	国の各公共事業部局は、従前における取組も踏まえ、それぞれの事業の計画策定手続におけるパブリック・インボルブメントの在り方を検討し、直轄事	検討(可能なものからモデ	検討(可能なものからモデ	モデル事業を実施、成案

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
(農林水産省、国土交通省)	業について早急にモデル的に導入を進める。また、こうした検討やモデル事業の状況を踏まえ、一定の成案を得た段階で、その検討成果を地方公共団体に提示し、あるいは、取組事例を取りまとめ、発表する等、地方公共団体におけるパブリック・インボルプメントの導入を支援する。	ル事業を 実施)	ル事業を 実施)	を地方公 共団体に 提示等
公共工事における 設計・施工一括発 注方式の導入 (国土交通省)	設計・施工の分離発注の例外として、事業の性格等を考慮しながら設計・施工一括発注方式の導入についての結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論	措置	
公共工事における 各種書類の標準化 とネットワークの 活用 (国土交通省)	公共工事において関係者間で交換・共有する各種情報の標準化を推進するとともに、ネットワークの活用を促進する。	検討	検討	措置
公共工事における 政府調達の電子化 (国土交通省及び関 係府省) < 1エ C(b)の 再掲>	平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を開始、原則として、平成16年度までにすべての直轄事業で電子入札・開札を導入する。 なお、国土交通省においては、公共事業支援統合情報システム(CALS/EC)を平成16年度までに構築する。	13年度以降逐次実施 (16年度までに措置)		

## ウ その他

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
諸外国における建 設機械の騒音試験 の承認 (国土交通省)	EUにおける建設機械騒音の試験について、国土交通省で定めている試験方法・基準値との整合及び承認方法等を調査し、その結果を踏まえて検討する。	検討	検討	結論

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
測量機器の検定 (国土交通省)	公共測量に使用する測量機器の検定及び測量機種登録については、平成12年度に引き続き、法的位置付けについての検討を行い、平成13年度中に結論を得て、所要の措置を講ずる。	結論・措置		
建設業に係る許可申請の電子化 (国土交通省)	建設業許可に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行
宅地建物取引業に係る免許申請の電子化 (国土交通省)	宅地建物取引業の免許に係る申請、届出等手続について、インターネット等を利用した申請等が可能な部分からのシステム整備を図る。	検討	検討	一部施行
水道の水質検査 (厚生労働省)	a 水質検査項目のうち、工程管理と一体不可分なものとして、水道事業者が自主検査を行うべき範囲・項目の区分けを行う。	検討	措置	
	b 簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生労働大臣指定検査機関が行っている検査について、その管理に関する規制体系全体を見た上で、より実効的な水質確保がなされるよう、早急に措置する。	検討	措置	